

「令和5年度（2023年度）北海道美唄聖華高等学校の部活動に係る活動方針」

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道美唄聖華高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- ・部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担も過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目や活動、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制しない。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

- バレー ボール ○バスケット ボール ○ソフト テニス ○バドミントン
○陸上 ○弓道 ○吹奏楽 ○軽音楽 ○茶道 ○手話・点字 ○ボランティア ○書道

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・連絡先 [TEL]0126-64-2386 [FAX]0126-64-2385
[E-mail]bibaiseika-z0@hokkaido-c.ed.jp

- ・相談担当：教頭

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等の作成・提出

- ・各部活動顧問は、年間の活動計画を作成し、校長に提出する。
- ・各部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・各部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画や活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るように努める。
- ・各部活動顧問が提出した活動計画を変更する場合には、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度にならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒数や教師数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実や生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部を設置する。
- ・校長は、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築するとともに、安全管理に万全を期す。
- ・校長は、部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について指導し、徹底させ、適宜研修を実施する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度

などの環境の変化に十分に注意し、生徒の心身の健康管理や事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- ・週当たり 2 日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。)。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第 3 日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という。)の前で、やむを得ず活動を行う場合(高体連、高文連等が主催する大会等の日の前日から起算して 1 か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。

(2) 活動時間の設定

- ・1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は 3 時間程度とする。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高体連、高文連等が主催する大会等の日の前日から起算して 1 か月以内の期間の場合は、下記の活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとする。

(3) 原則の特例(及び高等学校段階における弾力的な休養日等の設定)

上記(1)及び(2)に掲げる原則(休養日～週 2 日以上(平日 1 日以上・週末 1 日以上)、活動時間～平日 2 時間程度・休業日 3 時間程度)及び弾力的な休養日等の設定に当たっては、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

ア 休養日の下限

- ・学期中は、平日に週 1 日(年間 52 日)以上、週末又は祝日に月 1 日(年間 12 日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間 9 日)を休養日とし、年間 73 日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- ・1 日の活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は 4 時間程度とし、1 週間の活動時間は、長くとも 16 時間程度とする。

(4) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

季節により活動が制限される部についても、休養日及び活動時間は上記(1)及び(2)の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のように実施することもある。

- ・休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週 1 日以上は設定した上で、1 年を 52 週と考え、年間の累計で 104 日以上とすること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。
- ・活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は 4 時間程度とし、1 週間の活動時間は、長くとも 16 時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が 2 時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が 3 時間程度となるように実施すること。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記(1)及び(2)の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

(5) 方針策定・運用に当たっての留意事項

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、部活動顧問会議等で顧問間の共通理解を図りながら、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合

校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合は、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

(2) 合同チーム等の編成

部活動顧問は、合同部活動の取組について、平日は自校での練習を中心、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否について校長の承認を得る。校長は、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して、実施の可否を判断する。

なお、合同練習等にかかる移動時間については、生徒の活動時間には含めないが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施は、成長期にある生徒が、教育課程内の活動等、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。

(3) 地域との連携等

- ・校長は、家庭の経済状況に関わらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規程に則り学校施設開放事業を行う。
- ・校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等(地域からの要請により参加する地域の行事、催し物等を含む。以下同じ。)を精査する。

6 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。

また、部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切な指導を行う。

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。
- ・部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、校長は部活動顧問に対し、次のことを徹底する。

また部活動顧問は、校長の指導を踏まえ適切に指導を行う。

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長及び部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開することなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

上記5の精査に当たっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

校長及び部活動顧問は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。